

令和8年度札幌市産後ケア事業(宿泊型及び日帰り型) 委託医療機関募集要項

1 事業の目的

支援を必要とする産婦を対象に、心身の休養の機会を提供し、体調の回復を図るとともに、母子の健康管理や育児に関する助言指導を行うことにより、育児力を高め、不適切な養育や児童虐待を防止すること、また、単に産婦の休息に留まらず、地域に戻ってからも育児が適切に行えるよう、育児力を高めるような支援を行うことを目的とする。

2 事業の概要

事業の実施日については、原則、土曜日、日曜日、祝日および年末年始（令和8年12月29日から令和9年1月3日）を除く平日とする。

(1) 事業の形態は、次に掲げる内容とする。

ア 産後ケア事業（宿泊型）（以下「宿泊型」という。）

実施施設に母子で宿泊させ、母体の体力の回復及び母子への心身のケア等を実施するとともに、育児に関する保健指導等を実施する。

入所時間は、午前11時、退所時間は翌午後3時までとし、産婦への食事は4食（1泊2日で昼食2回、夕食1回及び朝食1回並びに以後1泊ごとに夕食、朝食及び昼食の各1回とすること。）提供することを原則とする。なお、利用者の希望を踏まえ、入所時間、退所時間は事業者が決定することができるものとする。

ただし、食事の提供が必要となった場合は、その食数に応じて日帰り型又は宿泊型への延長利用として扱うこととする。

イ 産後ケア事業（日帰り型）（以下「日帰り型」という。）

実施施設を母子で日中に利用させ、母子への心身のケア等を実施するとともに、育児に関する保健指導等を実施する。

実施時間は、午前11時から午後3時までとし、食事は一食（昼食1回とすること。）提供することを原則とする。なお、利用者の希望を踏まえ、開始時間、終了時間は事業者が決定することができるものとする。

ただし、食事の提供が必要となった場合は、その食数に応じて日帰り型又は宿泊型への延長利用として扱うこととする。

(2) 母子への心身のケア等、育児に関する保健指導等は、次に掲げる内容とする。なお、産後ケア事業の利用が、単に入院の延長や乳児の預かりとならないよう、その必要性を適切にアセスメントすることとする。

ア 母体の体力の回復への支援

イ 産婦の母体管理、精神的ケア及び生活面の指導

ウ 乳房手当に関する相談及び指導

エ 洗浴、授乳等の育児手技に関する相談及び指導

オ 新生児及び乳児の発育・発達に関する相談及び指導

カ 家庭における子育てや生活に関する相談及び指導

キ その他必要とする育児に関する相談及び指導

3 利用対象者

事業の利用対象者は、市内に住所を有する産後6か月未満の産婦及びその乳児であって、産後ケアを必要とする者とする。

上記にかかわらず、札幌市子ども未来局子育て支援部が必要と認める場合は、利用対象者とすることができる。

4 実施要件・応募資格

次の要件をいずれも満たす、札幌市内において産科・産婦人科を標榜している病院又は診療所等とする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院又は診療所あって、産後ケア事業（宿泊型）を実施する場合は入所室（病室又は産婦もしくは褥婦およびその乳児を入所させる室）、産後ケア事業（日帰り型）を実施する場合は居室が確保されていること。
- (2) 事業責任者を配置すること。また、事業に従事する助産師、保健師又は看護師を配置し、産後ケア事業（宿泊型）を実施する場合は、24時間体制で1名以上常駐すること。
- (3) 事業に従事する助産師、保健師又は看護師は、母子への心身のケア等に関する知識及び技術について高い専門性を有すること。
- (4) 分娩を取り扱っている、又は、類似の産後ケア業務について実績があること。（助産師、保健師または看護師の専門資格を有する者が、母乳育児相談や母乳手当を実施した実績とする。）
- (5) 入浴施設及び沐浴指導施設を有し、授乳可能な場所があるなど、その他事業を安全・快適に提供できる施設・設備を備えていること。
- (6) 「2 事業の概要」に規定するサービスが提供できること。
- (7) 本来業務に支障のない範囲で空きベッドを活用して行うこと。
- (8) こども家庭庁の発出する「産前・産後サポート事業ガイドライン 産後ケア事業ガイドライン（令和7年3月）」を遵守すること。
- (9) 利用者から直接、利用希望の申込みを受け付け、日程調整を行うこと。
- (10) 他院で出産した産婦も受け入れること。また、兄姉についても可能な限り受け入れること。
- (11) 他機関と協力連携するなど、必要に応じて支援を受けられる医師（産科、小児科等）と連携できるよう体制整備をしておくこと。
- (12) 札幌市との適切な連携・調整ができること。また、必要に応じて札幌市子ども未来局もしくは各区保健センターに対し、支援が必要な母子に関する情報提供を行うこと。
- (13) 事業実施中の事故等に備え、賠償責任保険に加入していること。又は、契約後、事業開始までに加入すること。

5 募集医療機関数

2 施設程度

6 契約期間

契約締結日（令和8年4月1日）から令和9年3月31日

7 応募の概要

- (1) 担当課（提出先）

札幌市子ども未来局母子保健担当課母子保健係

〒060-0051

札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階

電話：011-211-2785

メール：sapporo-sangocare@city.sapporo.jp

- (2) 提出書類

ア 申請書兼誓約書（様式1）

イ 事業者概要（様式2）

ウ 産後ケア事業実施計画書（様式3）

エ 損害賠償（保険加入または積立金）の加入が確認できる書面

(3) 提出方法

郵送またはメールにて送付すること。持参しても差し支えない。持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前8時45分から午後5時15分まで（午後0時15分から午後1時までは除く）に持参すること。提出先は、「担当課」と同じ。

(4) 受付期間

令和7年12月22日（月）から令和8年1月14日（水）まで

(5) 事業開始までの流れ

ア 応募（申請）

イ 本市における実地調査及び面談【1月中旬～2月上旬】

ウ 審査結果通知【2月中旬】

エ 契約締結【令和8年4月1日】

オ 本業務開始【令和8年4月1日】

(6) 審査結果の通知

提出書類及び事業実施予定施設の実地調査により審査を行い、必要な基準を満たすと判断できる応募者を受託者と決定し、契約を締結する。審査の結果は応募者に通知するとともに、本市ホームページにて事業者名、所在地等について公表する。

8 委託料等について

以下の表のとおりとする。

なお、利用開始日の2営業日（土日祝を除く）前の12時までに、利用変更・中止希望の連絡があった場合は、キャンセル料を取らず受付をすること。利用開始日の2営業日前の12時までに利用変更・中止の連絡がなく利用変更・中止した場合においては、利用回数をカウントし、利用者負担を徴収しても差し支えない。

また、以下の表以外に発生する利用者負担については、原則徴収しないこととする。ただし、利用者の希望に応じて、利用者負担が発生した場合には徴収しても差し支えない。

9 契約の更新について

契約の更新にあたっては、事業実施内容に変更がなく、「4 実施要件・応募資格」を満たしている場合は、本市と委託事業者において協議し、契約を更新することができる。この場合、7(2)の書類の提出は不要とする。

契約の更新時に事業実施内容に変更が必要な場合（類型を追加する等）は、7(2)の書類を提出すること。変更にあたり実地調査の実施を求めることがあるため、対応すること。

更新の可否については、本市より通知する。

(表1) 1回あたりの事業費

事業内容種別	世帯種別	総事業費	委託料	利用者負担
宿泊型 【1泊2日に つき】	一般世帯	59,700円	52,200円	7,500円
	市民税非課税世帯・ 生活保護世帯		57,200円	2,500円
日帰り型 【1日(4時 間)につき】	一般世帯	14,500円	12,000円	2,500円
	市民税非課税世帯・ 生活保護世帯		13,500円	1,000円

(表2) 多胎児の場合の1回あたりの事業費

事業内容種別	世帯種別	総事業費 (双胎の場合)	委託料	利用者負担
宿泊型 【1泊2日に つき】	一般世帯	74,700円	67,200円	7,500円
	市民税非課税世帯・ 生活保護世帯		72,200円	2,500円
	※多胎児加算(子ども一人追加につき、 委託料15,000円追加)		-	
日帰り型 【1日(4時 間)につき】	一般世帯	17,000円	14,500円	2,500円
	市民税非課税世帯・ 生活保護世帯		16,000円	1,000円
	※多胎児加算(子ども一人追加につき、 委託料2,500円追加)		-	